

別添

長期収載品に係る選定療養の計算例（院外処方の場合）①

<処方内容> ジスロマック錠250mg 1日1回（1回2錠）3日分 ⇒ **【選定療養の対象】**
 アセトアミノフェン錠300mg 1日1回（1回1錠）3日分

※内服薬、服用時点が同一



品名	薬価	後発医薬品の最高価格	補足
ジスロマック錠250mg	158.9円	90.5円	対象医薬品リスト（厚労省公表）より
アセトアミノフェン錠300mg	6.0円	-	1錠6.0円の医薬品と仮定

A 「特別の料金」に係る費用

① 長期収載品と後発医薬品（最高価格）の価格差の4分の1

$$(158.9円 - 90.5円) \div 4 = 17.10円$$

② 投与量（日数）に応じた費用（※点数換算）

・内服薬薬剤料の所定単位（1剤1日分）

$$17.10円 \times 2錠 = 34.2円 = 3点$$

・投与日数（3日分） 3点 × 3日 = 9点

③ 「特別の料金」に係る費用（※課税対象、消費税10%）

$$9点 \times 10円（1点単価） \times (1 + 0.10) = 99円$$

B 選定療養を除く保険対象となる費用

① 保険外併用療養費の算出に用いる価格

$$158.9円 - 17.10円 = 141.8円$$

② 薬剤料（点数）

・内服薬薬剤料の所定単位（1剤1日分）

$$141.8円 \times 2錠 + 6.0円 \times 1錠 = 289.6円 = 29点$$

・投与日数（3日分） 29点 × 3日 = 87点

③ 選定療養を除く保険対象となる費用

$$87点 \times 10円（1点単価） = 870円$$

E 患者負担の総額

$$= A + C = A + B \times \text{一部負担割合} = 99円 + 870円 \times 0.3（※患者負担3割の場合。1円単位は四捨五入） = 359円$$

注）薬剤費に係る部分のみ。技術料などの費用の説明は省略している。

令和6年8月30日、日本薬剤師会作成

長期収載品に係る選定療養の計算例（院外処方の場合）②

<処方内容> アリセプト錠5mg 1日1回（1回1錠）14日分 ⇒ **【選定療養の対象】**
 フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg 1日2回（1回1錠）14日分

※内服薬、
服用時点異なる



品名	薬価	後発医薬品の最高価格	補足
アリセプト錠5mg	87.0円	48.3円	対象医薬品リスト（厚労省公表）より
フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg	28.7円	-	1錠28.7円の医薬品と仮定

A 「特別の料金」に係る費用

① 長期収載品と後発医薬品（最高価格）の価格差の4分の1

$$(87.0円 - 48.3円) \div 4 = 9.68円$$

② 投与量（日数）に応じた費用（※点数換算）

・内服薬薬剤料の所定単位（1剤1日分）

$$9.68円 \times 1錠 = 9.68円 = 1点$$

・投与日数（14日分） 1点 × 14日 = 14点

③ 「特別の料金」に係る費用（※課税対象、消費税10%）

$$14点 \times 10円（1点単価） \times (1 + 0.10) = 154円$$

B 選定療養を除く保険対象となる費用

① 保険外併用療養費の算出に用いる価格

$$87.0円 - 9.68円 = 77.32円$$

② 薬剤料（点数）

・内服薬薬剤料の所定単位（1剤1日分）

$$77.32円 \times 1錠 = 77.32円 = 8点、28.7円 \times 2錠 = 57.4円 = 6点$$

・投与日数（14日分） 8点 × 14日 + 6点 × 14日 = 196点

③ 選定療養を除く保険対象となる費用

$$196点 \times 10円（1点単価） = 1,960円$$

E 患者負担の総額

$$= A + C = A + B \times \text{一部負担割合} = 154円 + 1,960円 \times 0.3（※患者負担3割の場合。1円単位は四捨五入） = 744円$$

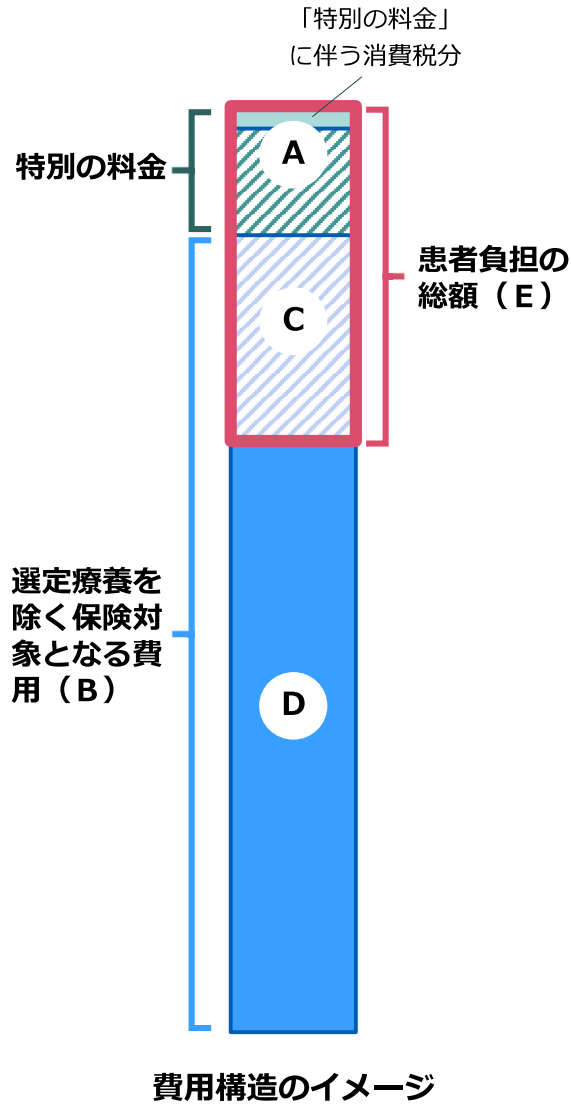
注）薬剤費に係る部分のみ。技術料などの費用の説明は省略している。

令和6年8月30日、日本薬剤師会作成

別添1 長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養における費用の計算方法（イメージ）

＜厚生労働省のホームページで公開されている「厚労省マスタ」＞

薬価規準収載 医薬品コード	品名	薬価	後発医薬品 最高価格	長期収載品と後発医薬 品の価格差の4分の1	保険外併用療養費の 算出に用いる価格
●●●●	●●	●●●	●●●	●●●● 【a】	●●●● 【b】



A 「特別の料金」に係る費用

- 【a】の値を用い、数量等に応じて算定告示に基づき点数（点）に換算する。
- 特別の料金に係る費用 A（円）は以下の算式で求める。
 - で求めた点数（点）×10（円/点）×（1+消費税率）

B 選定療養を除く保険対象となる費用（※ 当該長期収載品に係る分）

- 【b】の値を用い、数量等に応じて算定告示に基づき薬剤料（点）に換算する。
- 選定療養を除く保険対象となる費用 B（円）は以下の算式で求める。
 - で求めた薬剤料（点）×10（円/点）

D 保険外併用療養費

保険外併用療養費は以下の算式で求める。
 $B \times (1 - \text{自己負担率})$

C 患者自己負担

患者の自己負担額は以下の算式で求める。
 $B \times \text{自己負担率}$

患者負担の
総額（E）